

東京医療保健大学事務局規程

第1条 本法人の事務を処理するため、大学経営会議室に事務局を置く。

第2条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事長が指名する。
- 3 事務局長は、大学経営会議室長の命を受け所属職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。

第3条 事務局に次の部署を置く。

- (1) 企画部
 - (2) 教務部
 - (3) 総務人事部
 - (4) 経理財務部
 - (5) 学生支援センター
 - (6) 入試広報部
 - (7) 学生募集部
 - (8) 研究協力部
 - (9) 五反田事務部
 - (10) 世田谷事務部
 - (11) 東が丘事務部
 - (12) 立川事務部
 - (13) 千葉事務部
 - (14) 和歌山事務部
- 2 前項の各部署に長を置く。
 - 3 各部署の長は、事務局長の命を受け、各部署の職員を指揮監督し、各部署の業務をつかさどる。

第4条 事務局に幼稚園・認定こども園事務を置く。

- 2 幼稚園・認定こども園事務に事務長を置くことができる。
- 3 事務長は、事務局長の命を受け職務を遂行する。
- 4 幼稚園・認定こども園事務の職務内容は、別に定める。

第5条 事務局に図書館事務室を置く。

- 2 図書館事務室の職務内容は、別に定める。

第6条 事務局に大学院事務室を置く。

- 2 大学院事務室に事務長を置くことができる。
- 3 事務長は、事務局長の命を受け職務を遂行する。
- 4 大学院事務室の職務内容は、別に定める。

第7条 企画部は次の事務をつかさどる。

- (1) 理事会、評議員会及びその他法人の主催する会議に関すること。

- (2) 大学経営会議に関する事。
- (3) 法人印並びに理事長印の管守に関する事。
- (4) 法人関係公文書の接受、発送に関する事。
- (5) 法人の行う会議の議事録の保管に関する事。
- (6) 法人の登記に関する事。
- (7) 法人寄附行為、同寄附行為施行細則、その他法人関係諸規程の改廃に関する事。
- (8) 監督官庁との連絡に関する事。
- (9) 機密保持に関する事。
- (10) 所管の委員会に関する事。
- (11) 公開講座の実施等社会貢献に関する事。
- (12) 大学の広報に関する事。
- (13) そのほか他の部署の主管に属さない事。

第8条 教務部は次の事務をつかさどる。

- (1) 教育課程の総合調整に関する事。
- (2) 学生の休学、退学、復学、卒業等の事務処理に関する事。
- (3) 授業及び休業に関する事。
- (4) 講義室及び実習室の使用計画並びに保全に関する事。
- (5) 諸試験の計画及び実施に関する事。
- (6) 学生の成績及び出欠に関する事。
- (7) 学籍に関する事。
- (8) 教務関係諸証明書の発行に関する事。
- (9) 教材に関する事。
- (10) 教務統計に関する事。
- (11) 学生の学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析に関する事。
- (12) 教授会、学科会等所管委員会に関する事。

第9条 総務人事部は次の事務をつかさどる。

- (1) 大学事務の連絡調整に関する事。
- (2) 大学印、学長印、及びその他の公印の管守に関する事。
- (3) 文書類の接受、発送、整理及び保存に関する事。
- (4) 大学関係諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (5) 秘書業務に関する事。
- (6) 人事並びに服務に関する事。
- (7) 勤務管理、勤務評定に関する事。
- (8) 給与並びに退職金に関する事。
- (9) 人事の記録、統計に関する事。
- (10) 職員の研修に関する事。
- (11) 人事関係諸規程に関する事。
- (12) 栄典、表彰に関する事。
- (13) 建物・設備の維持保全に関する事。
- (14) 所管委員会の事務に関する事。
- (15) その他総務人事に関する事。

第10条 経理財務部は次の事務をつかさどる。

- (1) 予算並びに決算に関すること。
- (2) 私立学校法第47条に規定する書類の保管に関すること。
- (3) 事務局の経理に関すること。
- (4) 福利厚生に関すること。
- (5) 各種保険に関すること。
- (6) 公務災害補償に関すること。
- (7) 土地・建物・設備の購入、検収、保管及び出納に関すること。
- (8) 土地・建物・設備に関する契約手続きに関すること。
- (9) 諸統計の作成、報告に関すること。
- (10) 収益事業の会計に関すること。
- (11) 各種補助金、助成金の総括に関すること。
- (12) 所管委員会の事務に関すること。
- (13) その他経理財務に関すること。

第11条 学生支援センターは次の事務をつかさどる。

- (1) 学生証の発行に関すること。
- (2) 学生の課外活動に関すること。
- (3) 学生の集会及び行事に関すること。
- (4) 学生の身分に関すること。
- (5) 学生の補導に関すること。
- (6) 学生の身上記録の作成に関すること。
- (7) 学生の掲示に関すること。
- (8) 学生の印刷物等の配布に関すること。
- (9) 学友会に関すること。
- (10) 学生の健康管理に関すること。
- (11) 学生の育英資金及び奨学金に関すること。
- (12) 厚生施設の運営に関すること。
- (13) 寮の運営に関すること。
- (14) 学生の厚生相談等に関すること。
- (15) 学生の就職斡旋に関すること。
- (16) 学生の運賃割引証に関すること。
- (17) 学生の宿舎の斡旋に関すること。
- (18) 学生の体育施設に関すること。
- (19) 所管委員会の事務に関すること。
- (20) その他学生の福利厚生に関すること。

第12条 入試広報部は次の事務をつかさどる。

- (1) 入学試験の企画・運営に関すること。
- (2) 学生募集における広報に関すること。
- (3) 所管委員会の事務に関すること。
- (4) その他入試広報に関すること。

第13条 学生募集部は次の事務をつかさどる。

- (1) 学生募集に関すること。
- (2) 情報教育研究センターの事務に関すること。
- (3) 所管委員会の事務に関すること。

第14条 研究協力部は次の事務をつかさどる。

- (1) 企業との共同研究の推進に関すること。
- (2) 競争的資金及び各種研究助成等に関すること。
- (3) 奨学寄付金の受け入れに関すること。
- (4) 科学研究費補助金に関すること。
- (5) 研究倫理審査に関すること。
- (6) 研究費の不正使用防止等に関すること。
- (7) 動物実験に関すること。
- (8) 国際交流関係事業に関すること。
- (9) 学術交流協定に関すること。
- (10) 留学生交流に関すること。
- (11) 外国人研究者等の受け入れに関すること。
- (12) その他研究協力等推進に関すること。

第15条 五反田事務部は次の事務をつかさどる。

- (1) 五反田キャンパスにおける教育活動運営に係る事務に関すること。
- (2) 五反田キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
- (3) その他五反田キャンパスに関すること。

第16条 世田谷事務部は次の事務をつかさどる。

- (1) 世田谷キャンパスにおける教育活動運営に係る事務に関すること。
- (2) 世田谷キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
- (3) その他世田谷キャンパスに関すること。

第17条 東が丘事務部は次の事務をつかさどる。

- (1) 国立病院機構キャンパスにおける教育活動運営に係る事務に関すること。
- (2) 国立病院機構キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
- (3) その他国立病院機構キャンパスに関すること。

第18条 立川事務部は次の事務をつかさどる。

- (1) 国立病院機構立川キャンパスにおける教育活動運営に係る事務に関すること。
- (2) 国立病院機構立川キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
- (3) その他国立病院機構立川キャンパスに関すること。

第19条 千葉事務部は次の事務をつかさどる。

- (1) 船橋キャンパスにおける教育活動運営に係る事務に関すること。
- (2) 船橋キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
- (3) その他船橋キャンパスに関すること。

第20条 和歌山事務部は次の事務をつかさどる。

- (1) 雄湊キャンパスにおける教育活動運営に係る事務に関する事。
- (2) 雄湊キャンパスにおいて行われる本学の催しに関する事。
- (3) その他雄湊キャンパスに関する事。

第21条 本規程の変更は、理事会の決定による。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

(1)この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

(2)東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附 則

この規程は、平成26年 5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。